

第7回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成15年12月19日(金)
会 場 美原町立中央公民館(5階 大集会室)
開 会 午後1時00分開会
閉 会 午後3時28分閉会

○出席委員等(32名)

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛					
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行					
	加 藤 均	菅 原 隆 昌	肥 田 勝 秀	奥 田 ひろ子					
	奥 野 新太郎	清 水 謙 一	高 島 正 一	田 中 昭 二					
	津 塩 壽 郎	中 尾 良 和	西 原 広 好	平 野 紀代子					
	長 田 光 之	榎 峯 正 一	松 岡 義 典	宮 原 嘉 徳					
	山 口 典 子								

○堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
吉 田 景 司	藤 田 卓 也
山 岡 一 夫	光 齋 かおり
比 嘉 宏 幸	増 田 宣 典
北 口 雅 章	小 走 伸 吾
三 浦 直 子	吉 野 昭 平

第7回堺市・美原町合併協議会 次第

1 開 会

2 報告事項

報告第11号 堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書の一部を変更する確認書

3 協議事項

(1) 市町村建設計画関係

協議第19号 市町村建設計画（案）

(2) 協定項目関係

① 協議第16号 各種協定項目の取扱い〔その2〕（案）及び

協議第18号 各種協定項目の取扱い〔その3〕（案）の取扱いについて

② 協議第20号 各種協定項目の取扱い〔その4〕（案）

……………協定項目 14、16、17、18、24

4 その他

今後の協議会日程（案）

5 閉 会

○午後 1 時開会

○吉田事務局長 恐れ入ります。定刻でございますので、ただいまから第 7 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料のご確認をいただきたいと存じます。最初に、A 4 縦 1 枚もので第 7 回堺市・美原町合併協議会次第がございます。続きまして第 7 回堺市・美原町合併協議会議案書というタイトルで、こちらが報告事項並びに協議事項の議案書でございます。委員さんに配布させていただいたものには赤色のインデックスと 1 から 5 までの数字をつけてございます。もう一つが右肩に協議第 19 号、市町村建設計画（案）と表示のあるものでございます。タイトルが堺市・美原町合併新市建設計画というものでございます。委員さん方には赤色のインデックス、数字の 2 をつけてございます。最後に、第 7 回堺市・美原町合併協議会関係資料というタイトルで、参考資料 1 から 4 までをつづったものでございます。委員さん方には青色のインデックスで資料番号をつけてございます。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それから、報道関係のカメラ撮りにつきましては、本日最初の報告事項までとさせていただきますので、ご協力方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきまして、米原会長、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 ただいまから第 7 回の合併協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、第 7 回の合併協議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日は、市町村建設計画や各種の協定項目などのご協議をいただきますが、ご出席の委員の皆様には、積極的なご意見をお願いいたしますとともに、円滑な協議会の運営につきましてご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、1 名だけ委員さんのご欠席がございますが、定足数は十分に満たしておりますので、有効に成立しておりますことをまず申し上げます。

なお、会議録の署名につきましては、菅原隆昌委員さん、それから田中昭二委員さんのお 2 人をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

○松岡委員 議事に入る前に発言させてください。委員の皆さんには申しわけございませんが、少しお時間をいただきたいと思います。

美原町が地区説明会で示した町単独の水道料金の問題で、水道事業所の対応が不十分であったため、誤解、不信を招くことの報道が新聞やテレビでありました。私も説明会に行きまして、参加者に詰め寄られた一方的な質問攻めにあっても、明確に答えられない水道所長さんの姿に非常に情けない思いをいたしました。憤慨したのは事実です。この件については、後日、町長名でおわびと説明とチラシが全戸に配られ、虚偽や捏造がなかったことを改めて知り、委員として胸をなでおろした次第でございます。ただし、対応が非常に遅過ぎるとい

うぐあいに感じました。二度とこんなことのないよう、十分に注意をしていただきたい。

また、それよりも、私自身ですけれども、腹が立ったことはあります。報道の中では一切触れられていなかったが、後で知ったことですが、水道事業所の方へ住民や町会議員が行きました。そのときに一緒に堺の市会議員も行ったそうじゃないですか。一般の町民にまじって市議会議員が執拗な質問を迫るというのはどういうことですか。他人の庭に勝手に入ってきて口出しするというのは、介入・越権ではないのでしょうか。しかも、テレビカメラの前で突然に弁舌達者に理詰めで責めれば、だれでも緊張いたします。言語道断ではないですか。我々は美原と堺の合併の是非について、本日で第7回の会議を開き、皆さんがそれぞれの立場で精いっぱい真剣に議論しているんです。合併の委員ではないですけれども、そのことを一番よく知っているのは市会議員ではないですか。何ということをするんですかというようなこと。また、このような行為を快く思っていない美原の住民が大変いるということを理解され、今後、一切このようなことのないようにしてもらいたいということが率直な気持ちでございます。以上でございます。

このようなことがあったということを皆さん知っというてほしいというように思うんです。以上です。

○津塩委員 ちょっとお許しをいただきまして発言をさせていただきます。

今、お話をですね、美原町の松岡委員さんから私お聞きしまして、大変驚いているところでございます。このことについては、そのような事実がどうかということは私は知りませんでしたが、この会議に出て、今のお話を聞きますと、私は堺市側の委員として委嘱を受けまして、あらゆるこの法定合併協議会で合併に関する事柄について議論をするものと認識いたしているところでございます。お互いに対等の立場でこの問題を真摯に議論することこそ、今もって大事なことではないかと。今、おっしゃっておりますことが、私は知りませんけれども、事実とすれば、美原町の町民の皆様にご迷惑をおかけしたことになりますので、大変私としましては遺憾に感ずるところでございます。合併問題は、私は堺市側の委員として、この問題について最終的に双方の議員さんの方で、議会でこの問題については決定されるものと思っております。この協議会は、堺と、そして美原との将来についての問題を大切に考え、協議していく場であると考えております。

したがって、そのようなご発言があることについては、このような事態をまず再び起こさないように、お互いがやっぱりこの問題について受けとめていくべきであって、この問題について注意をお互いして、そしてそれぞれの立場で、そしてこの合併協議会の我々の進めていることについて、非常に自覚をし、そのことを知ることが肝要ではないかと、こういうように考えておりますので、ひとつ委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げたいと考えておるところでございます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○長田委員 長田でございます。今、松岡委員がおっしゃったこと、そしてまた津塩委員がお

っしかったこと、本当に私も言語道断と思っております。我々がこのように美原町と堺が一緒になっていると協議していく中で、こういうことが起きるといのは本当に美原町の皆さん方に対して失礼なことだと思っております。これからは、そういうことのないように、そしてまた、今ここにお集まりの委員がいろいろと協議してやっていくんですから、そういう邪魔と言うたらおかしいですけども、そういうことのないように、これからもやっていきたいと思しますので、ちょっと私の意見として申し上げさせていただきます。

○米原会長 どうもありがとうございました。それでは、議事に入ってまいります。

初めに、報告第11号につきまして、事務局から説明いたします。

○吉田事務局長 それでは、報告第11号でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

「堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書の一部を変更する確認書」ということでございまして、ご説明をさせていただきます。

第7回堺市・美原町合併協議会議案書の、委員の方には赤のインデックス1としている資料でございますが、ごらんいただきたいと思ひます。右肩に報告第11号と四角囲みをしている資料でございます。

当合併協議会規約第15条の規定によりまして、協議会の出納監査は両市町の長が定める両市町の監査委員、各1人に委嘱して行うということになってございます。第1回の協議会で報告をさせていただいたとおりでございますが、次のページに参考としておつけさせていただいております堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書、これの第2条で、合併協議会の監査委員は、堺市からは曾我部篤爾代表監査委員、それから美原町からは桐山克己代表監査委員をお願いしておるところでございます。このたび、美原町の代表監査委員に石通英岳氏が選任されました。つきましては、報告第11号でお示しをさせていただいておりますように、堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書の一部を変更する確認書ということで、両市町の長で交わしまして、確認書の第2条を改めるものでございます。以上でございます。

○米原会長 この件について、特にご質問はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

ありがとうございます。以上で報告を終わらせていただきます。

次に、協議事項に参ります。協議第19号の「市町村建設計画(案)」を議題といたします。

これにつきましては、前回、素案をご承認いただいて、両市町の住民の方々のご意見をいただくパブリックコメント(意見募集)を実施したところでございます。本日は、その意見の取扱いなどを取りまとめたものをお示しし、市町村建設計画についてご協議いただきたいと存じます。これにつきましては、まず、事務局から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○吉田事務局長 それでは、協議第19号「市町村建設計画(案)」につきましてご説明をさ

せていただきます。

議案書綴とは別でございますが、単独の資料でホッチキスどめをしております右肩に協議第19号、赤のインデックスで2と示しておるんでございますが、これが市町村建設計画の案でございます。まず初めに、パブリックコメントを実施いたしましたので、その概況について報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の方が第7回堺市・美原町合併協議会関係資料というのがあるかと思えます。関係資料の方でございます。これの資料1としてインデックスを入れておりますが、市町村建設計画、いわゆるパブリックコメント（意見募集）の概況、これをごらんいただきたいと思えます。

ご意見を提出いただきました方は170名ございました。また、意見といたしましては、合併の必要性と効果、まちづくり計画に対するもの、そのほか、まちづくりの基本方針、財政計画についてもいろいろといただいております。そのほかの意見もあわせると、総数が254件となっております。内訳につきましては、この資料にご案内のとおりでございます。一応地域別に少し意見提出者の、いわゆる所在地別ということでございますが、参考にお話しいたしますと、堺市の方からいただいたのが79%、美原町の方で21%という状況でございます。いわゆる性質別での分類ということになりますが、合併に対する期待ということでご意見が77件、それから、まちづくりへの要望という形でいただきましたご意見が95件、行政運営等への意見ということで31件、合併への不安・懸念ということで38件、その他13、トータル254件ということでございます。

それで、次に資料2とインデックスを張っておりますが、市町村建設計画パブリックコメント意見一覧と題しました資料をごらんいただきたいと思えます。個々のご意見の内容につきましては、素案の区分ごとにその概要をまとめてございます。なお、ご意見が同様の趣旨と認められるものにつきましては、一つに取りまとめて記載をさせていただきます。件数につきましては、その文章の末尾に括弧書きで、ほかに同趣旨で何件を記載させていただいております。それから、ご意見の概要の右には事務局で取りまとめをいたしました意見に対する協議会としての回答案を記載させていただいております。パブリックコメントにお寄せいただきました意見の取扱いにつきましては、協議第19号「市町村建設計画（案）」と一体のものとして委員各位からのご意見をちょうだいいたしまして、協議の中で決定をしていきたいと考えてございます。

本日はこの部分につきましては、ご提示をさせていただきます、ご意見がございます場合には、できれば、年末を一つのめどといたしまして、ご意見等を随時事務局にお寄せいただきたいという考えでございます。そのご意見を受けまして、それらの要旨を踏まえながら、次回の協議会に修正案をお示しいたしまして、再度協議に付してまいりたいという考えでございます。個々の部分につきましては、また、ごらんいただきたいと思えますので、本日は一応事務局からは以上の説明にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 以上で事務局からのパブリックコメントに関する説明が終わりましたけども、これに関しますご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

○栗駒委員 ほかの皆さん方、ご意見ありましたら、後でと思ってましたけども、議長さん、そのようにお話しでしたので、手を挙げさせていただきました。ご意見を申し上げたいというふうに思います。

パブリックコメント（意見募集）がありまして、それについて、きょうは、両市町の幹事会としての考え方が、きょう初めてここに示されて、これについての考え方があれば、これをまた検討していくというふうなお話でございました。それで、この募集した意見につきましては、12月12日付で二、三日前に少し見させていただいておりますので、それに基づいて少しご意見を申し上げたいと思います。

一つは、まちづくり計画に関するものでございます。この意見の中には、堺の臨海部開発などについても懸念する意見もございます。それから、こういった記述もございますね。美原町域だけでも10年間で437億円もの事業で、多くが箱物事業だと、維持管理費をどう考えてるんかと、一層住民負担がふえると思うと。したがって、人を中心に置いたまちづくりとなるよう、事業内容を検討すべしと、こういう意見もございます。さらに、美原新拠点整備でシンボルゾーンの形成を図ると、集客力の高いゾーンとするとしてるけれども、しかし、そういうことで、既存の商店街などはどうなるかと、商店どうなるんかと、こういうふうなことを危惧するような意見もございます。

私、栗駒は以前のこの協議会のおきまして、たしか第2回の協議会だったと思うんですけども、この市町村建設計画の策定にあたっての基本方針、これを決めるときに、対案も出させていただいたわけでありまして、合併後の市が政令指定都市に移行することが展望されるもとので、これまでの歴史、培われてきた豊かな文化や産業を継承・維持・発展させるとともに、新たな文化・産業が創造され、個性あるまちづくりを進めることにより、住民が暮らしやすく、魅力と活力のある町になることを念頭にと、こういうふうな修正の提案も行わせていただきました。その修正の提案を行った趣旨のもとに、その後のまちづくりの基本方針について、まちづくりの理念であるとか、あるいはまちづくりの方向であるとか、あるいはさらに都市構造などについて意見を述べさせていただきました。都市の構造につきましては、臨海部開発を含む多軸・多核型の都市構造というのは、これはバブル経済の構想を引き継いだものでありまして、より都市を膨張させることになる。これから人口が減少する中で、現在の市街地がこの空洞化して商店街も大変になると、これをどうするかということが重大な課題になっているときに、その課題の解決にも逆行すると思うと、こういった意見なんかについても述べさせていただきました。

この提案されております建設計画の中には、堺市の第四次総合計画を踏まえると、こういうふうにしておりますけれども、まちづくりの基本要素である人口フレームにつきまして、

2010年に85万人というふうにしておりますけども、しかし、現在の実際の堺の人口は79万ですし、そして、この新市建設計画自身の中にも、合併の必要性の項目の中に、将来推計人口にも触れておりますけども、その将来推計人口によりますと、2010年には堺市の人口は76万人だというふうになっておりまして、9万人も下がる。こういう状況ですね。そういう点で、ぜひ、この募集した意見の中に、先ほど申し上げましたような臨海部開発についての懸念する意見とか、さらに美原新拠点整備とか、そういった影響を危惧する、こういう意見もぜひ直視されて、まちづくりの基本方針について、ぜひ、もう一回改めて考えていただきたい。できれば修正もお願いしたいというふうなことを一つはお願いしておきたいというふうに思います。

それから二つ目の問題は財政の問題なんですね、合併特例債などによりまして、財政基盤が強くなるというふうな、そういう考え方について実際どうかと、ここで盛られておりますまちづくり計画に入っておりますいろんな事業計画、それから住民サービスの関係についてどうなるんかということについて、もう一つだけ意見を申し上げたいというふうに思います。

このパブリックコメント、募集した意見の中に、国からの支援があるから財政基盤が強くなるので合併してほしいと、こういうふうな意見もございます。きょう、いただいた意見、この中に書いてませんが、国からの支援という場合、合併特例債の支給だというふうな、こういう内容で国からの支援があるというふうなことも意見としてあったわけですが、従来、これまでの協議会の中で、財政計画のですね、ぜひ、年度ごとの推計でいいから出してほしいと、こういうふうなことにつきましても要求してきたんですけども、数字が示されない、こういうふうな状況ですけども。例えば、これも堺の議会でいろいろ議論になったけども、公債費比率、堺で今、17%近いですか、しかし、例えば起債制限比率はもっと低いと、12%ぐらい。それだけの、だから、堺はそれだけ起債制限比率は高くないんだというふうな議論もございましたけれども、何でこれだけ差があるんかといいますと、結局、本来、基準財政需要額に基づいて国が支給すべき地方交付税を実際には交付せずに、その分、起債認めると、借金することを認めると。その起債の発行額の差、除いたのが起債制限比率と、こうなりますよね。というふうになりますと、結局、こういう合併特例債の支給があるから財政基盤が強くなるというふうな考え方はありますけども、実際はそうやなしに、財政負担が大きくなってね、そういう点では資金繰りが困難になってくることになるわけですね。そういう点でね、私、こういう考え方で財政基盤が強くなるからいいんだというふうにはならないんじゃないかというふうに思っております。

財政が大変厳しいからといって、今、堺市では行財政改革計画というのが進められていますが、一方、合併をこの機にですね、これを機に今までの事業に加えて合併の事業をこれにプラスしていくというわけでありまして、財政、より大変になっていくと。そこで財源づくりのために、より厳しい行財政改革を進めざるを得ないというふうになっていくと思

うんです。堺の木原市長さんも、このことについては12月の堺市内の庁議でも、このことについてはおっしゃっておられます。すると、こういうふうになってきますと、後で、各種協定項目の取扱いにつきまして協議になりますけども、それにつきまして、果たして本当に、5年をめどにと書いてますけども、住民サービスが悪くならないか、あるいは住民の負担が高くないか、こういうふうな疑問があるというふうに思うわけです。

そういった、今申し上げましたような意見もございますので、ぜひ、まちづくり計画の問題につきまして、改めて検討していただいて、1月に示される予定ですね、この市町村建設計画に反映していただきたいということを求めておきたいというふうに思います。以上です。長くなりまして済みません。

○米谷委員 まず、パブリックコメントを見まして、この中には、合併に期待する意見も多く寄せられておりますけども、この中で、美原区の設置がうたわれ、支所及び将来設置する区への権限移譲及び財源の移転を進めるとなっているが、住民自治のシステムを含めてどうなるのか。また、関西圏の発展に貢献する拠点都市とあるが、これは新日鐵跡地にカジノなどの臨海都心を進めるものか、また、美原町だけでも10年間で437億円もの事業で、しかも多くが箱物の公共事業である。借金返済計画のない事業はやめるべき。維持管理費はどう考えているのか。美原町の住民はよくなると思えず、一層住民負担がふえると思う。したがって、人を中心に置いたまちづくりとなるよう事業内容を再検討し、合併新市建設計画を白紙に戻すべき。区役所をつくるのはむだでありませんか、現町役場を直せばいいんじゃないのか。また、美原町のシンボルゾーンに94億円も投資しようとしているが、合併特例債で事業するといっても、約30%は新市の負担になる。財政が赤字だと言われているのに、なぜ、こんな大きな事業を計画するのか。美原新拠点整備でシンボルゾーンの形成を図る、集客力の高いゾーンとするとしているが、既存の余部商店街や、その他の商店はどうするのか。どうして437億円もの事業ができるのか、財政計画では、地方債の償還金の増加で赤字となり、存続発展が困難、歳出の削減に努めるべき。政令都市への移行による効果、影響を含めた財政シミュレーションを明示すべき。特例措置後、20年、30年のシミュレーションは大切。なくては合併の是非の検討はできない。市民、町民に明示を。堺市単独の場合の見通しと合併した場合の歳入・歳出の影響額や年次ごとの財政計画の早期表示を。合併後の財政計画と堺市・高石市合併問題に関する報告書での堺市単独財政シミュレーション推計と大きく異なる。納得のいく説明を。財政計画内の職員数や人件費積算の根拠を明らかに。両市町の住民サービスの維持向上が可能な職員体制の確保。少子化・高齢化への対応など、高齢者にやさしいプランでなく、社会情勢を反映をしていない。子育て福祉のまちづくりこそ市民要求。こうしたことが載せられております。

また同時に、美原町ではこの間、26地区で合併に関する地区説明会が行われました。この意見集約、またアンケートがとられて、その概況が美原町役場から発表されましたが、こ

の中にも合併しない場合の財政見通し。政令都市のメリットとデメリット。協議事項が確実に実施されるのか。財政計画3, 390億円と新市建設計画872億円との差額2, 518億円には、具体的にどのような事業が計画されているのか。合併するから実施するものと、合併しなくても実施するものとの区別はと。こうした意見が寄せられております。この協議会の回答を見てみますと、回答の内容は、以前の回答と同じことを繰り返すばかりであります。例えば財政計画の問題につきましては、この協議事項の財政計画案の中に考え方ということが以前示されておりました。これは堺市が単独になった場合の財政計画、それから美原町が単独でいった場合の財政計画、これをもとに新市の財政計画を作成するということになっております。

美原町は合併に関する地区説明会の中では、年次的な26年までの年次の案を出しました。そして、この合併の単独でいった場合はどうなるかという資料を住民の中に示しております。しかし、この協議会の回答の中では、年次ごとの試算を行うことは不確定要素が多いと考え、10年間のトータルをするという、こういう説明に終わってるんですね。一つは、美原町がこのように年次的な資料を提出している中で、堺市だけが違う資料という、資料は数字は一緒だろうと思うんですけども。住民がわかりやすいということから見れば、当然、同じ形の資料を提出すべきじゃないかと。こういうような回答の中での問題点があるのではないかと、このように思っております。

それから、政令都市の問題がいろいろと書かれております。この政令都市のシミュレーションについては、不確定な要素が多いということで、移行による収支増減などの効果については、算入しないということにしておるということでございますけども、先ほど申し上げました美原町の説明会の中でも資料提供が、政令都市になった場合の資料をぜひとも提出してほしいという住民の皆さんの要望もたくさん寄せられておるわけですけども、これらについても、財政影響額そのものは示されてますけども、現実には、政令都市になった場合、そのシミュレーションについては示されておられません。これらについては明確にすべきではないだろうかというふうに思っております。

また、地方自治の美原区の問題についても若干いろいろ意見が寄せられておるわけですけども、この地域審議会等の問題についても、構成、機能等を協議会で協議する予定だということをおっしゃっておりますけども、この市町村建設計画の中に、やはりこれを採決する場合においては、どういう具体的な権限が美原支所に与えられる。また、政令市になった場合、美原区の権限がどのようになるかという具体的な権限を明確にすべきではないかと、そのことが第1回の協議会の中でも確認しましたように、合併の是非を協議する場として、また住民の皆さんにも、その判断ができる資料提供になるのではないかと、この点についてお答えを願いたいと思います。

○米原会長 ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。

いろいろとご意見をいただきましたが、市町村建設計画（案）につきましては、ただいまいただきましたご意見を踏まえながら、次回の協議会で再度ご議論をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。本件は、きょうのところ、今までご意見を少しばかりいただきましたが、それで、本日はこの問題は次回に回しまして、次に、協議第……。

○米谷委員 それでは、ちょっと会議の進め方、おかしいんじゃないですか。協議をするということで、この協議事項の中にいただきました次第の中にも、協議をするというて書いておるんですから、もし、ほかに予定があるならば、こういう時間がほかの協議に時間が必要なので次回に回すということならば理解ができるわけですけども、今の説明では、また次回だということ飛ばしていくという、こういうことをしておったら、何のために我々が協議をしているかということがわからないんじゃないかというふうに思いますので、今、質問した項目については、ぜひ回答できる範囲については、まず回答していただきたいということをお願いします。

○米原会長 事務局の方で何か回答なさいますか、それとももう次回まで十分に、今のご意見に対する資料等を精査して次回お答えになりますか。それとも今何かお答えになりますか。

○吉田事務局長 ご回答ということになるかわかりませんが、考え方につきましては、今、行政区のお話がございました。行政区における具体的な制度、仕組みのあり方につきましては、現時点で確定はしてございません。区役所に権限と財源を移して住民生活に直接関係するきめ細やかな行政、これを区役所が責任持って担うと。地域固有の問題、課題の解決でありますとか、コミュニティ育成に関する事業を実施していくとかいうようなことは、基本的な考え方としては、建設計画の中でお示しをさせていただいております。

今、米谷委員さん、おっしゃいますように、それを具体的にどういう形にするかというのは、今後、新市におきまして、その辺の調整をしてみるのがかなと、行政区ということでございますから、指定都市移行後のお話になりますので、現時点では、考えとしてはそういうことかなと思います。

それから、財政計画の関係での部分がございましたので、少し、これも今、説明の中で協議会の回答のところを少し委員さんからもご紹介はいただいたわけですが、私どもとしましては、美原町さんが26地区をお回りになりまして、行われました説明会におきまして、多くの住民の方々から、そういうご意見があったというふうにお伺いしております。当然、合併の検討を進める前提といたしましては、堺市の財政見直し、それから行財政改革の取り組みの状況、今後の見直しはどうかというようなことがお問い合わせがあったという、強いご要望があったというふうにはお聞きしてございます。

先ほどのご意見の中でもございましたが、この資料2-9ですね、これはパブリックコメント意見一覧、資料2とございますが、これの2-9のところを先ほど引用いただきました

んですが、ここにお示ししておりますように、回答といたしましては、今現在、行財政改革計画の改定に向けて作業をしております。来年の早期にはその案を公表するというような段取りでは予定はしておるといところでございます。それから、後段の部分に書いておりますように、財政計画につきましては、先ほどもご案内いただきましたんですが、繰り返になりますが、社会経済情勢の大きな変化、それから国が行っております三位一体改革等、市町村を取り巻く状況が不透明であること、さらに新市建設計画のまちづくり計画の各事業を年度ごとに当てはめることが必要になるというようなこともございまして、年度ごとに試算を行うことは不確定要素が多いという考えでございまして、10年間のトータルで作成をさせていただいております。この回答欄を読むだけになりましたんですが、考え方としては、今ございましたようなこととございますので、一応事務局としては、こういう考え方ということの、回答にはならなかったかわかりませんが、ご紹介ということでございます。以上でございます。

○米谷委員 あと、詳しいことについては、もう一度後で聞きますけども、今の回答の問題で、少しちょっと問題があるんじゃないかなと思うのは、美原区または美原支所の権限等の問題についてでございますけども、第27次地方制度調査会の答申が出ました。そして、近いうちの国会にこれらの法案がかかってくるだろうというふうに思うんですけども、ここでは、地方自治制度の問題について突っ込んだ答申もあったというふうに見ておるわけですけども、これらについて具体的にどのように新市の中とするかという問題、新市の中で調整すると、こういう話でございますけども、我々、説明会の中にも、私も美原町の説明会、7カ所、伺わせていただきました。こういう中でも、政令市について具体的にどういう区に対する権限が与えられるのか、美原町は、説明会の中で美原区ができるんだということを強調されておられます。それによって住民の方も、では、美原区に対してどう期待を持ったらいいのかという、こういう気持ちを一方では持たれているわけですね。だから、住民の皆さんが堺市と合併して、この美原区になるということが本当に素晴らしいことであるということを見るには、どういう権限、どういう財源移転がされるかということをもっと明確に出していただくこと、これが合併をしたらいいのかどうかという判断になると思うんですね。そういう点が、新しい市になってから調整するという、この点では、住民に対します説明にもならないというように思います。

それから、先ほど財政の問題につきましても、住民の皆さんからは説明会の中で多くの意見があったということでございましたが、この説明会の中でも、美原町は堺市に対しまして財政資料を提出するように求めますと、強く求めますという、こういう回答がやられてるんですね。ところが、先ほどの話では、この協議会の回答案で見たら、それすら示されていない。また、10年間のトータルを作成するということを言っておりますけども、協議会から出されております、前回出されました資料の中で、財政計画（素案）の作成の考え方、参考

資料が出されております。この堺市・美原町合併後の10年間、平成17年度から平成26年までの財政収支がトータル10年間で示されました。しかし、その根拠となる堺市の10年間、平成17年度から平成26年までの財政収支、合併しなかった場合の収支、これを基礎にする。そして美原町の10年間、平成17年度から平成26年度までの財政収支、合併しなかった場合の財政収支、この二つを基礎としてこの資料をつくるということですね。ところが、示されているのは、トータルで示しているのは、堺市・美原町合併後の10年間だけ示されておいて、そのもととなる、合併しなかった場合の堺市の収支も10年間と言いながら、そのトータルも示されていない。年次ごと以前に、その資料すら、きょう出されていないということですね。だから、その点について資料を提供するというを美原町も説明をしてきたんだから、当然、協議会の中でもそのことについてこたえるべきだし、堺市も、その美原町の住民の方から強く出されている要望についてはこたえるべきじゃないかという点で、きょうの協議会の中で、なぜ、その資料を出されなかったかという問題点があるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○北野堺市財務部長 堺市の財務部長の北野でございます。ただいまの米谷委員さんのご質問で、なぜ示せないかということなんですが、合併協に出させていただいた財政計画については、確かに第1回目の新市建設計画を出させていただいたときに、この新市の財政計画の10年間というのが、こういうフローチャートによって成り立っているということをご説明をさせていただきました。それでもって、そういう考え方で、フローチャートどおりの考え方で10年間の財政計画というのを提出をさせていただいております。その後、美原町さんは美原町の地区説明会で年次的な資料をお示ししたということも承知しております。

翻って、我々堺市の方はどうかといいますと、来年度の予算編成も間近に迫っておりますけれども、それに合わせて、ここの2-9のパブリックコメントの回答にも書かせていただいておりますように、堺市側の財政状況としては、平成15年度については実質収支の黒字を継続できる見込みですという、15年度についての見込みをも書かせていただいておりますし、その16年度以降については、間近に迫っている予算編成に向かって、ここにも記載をさせていただいておりますけれども、市税の減少が続くものの、我々としては、持続的発展が可能となるまちづくりを進めますということでございます。そのために、今現在、その行財政改革を策定中でございますので、その中で、来年のときには皆さんにある程度のイメージをお伝えできるというぐあいに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○米谷委員 ということは、この協議について結論を出すのは、堺市がその資料を出すまで待つということですか。

○北野堺市財務部長 今の米谷委員さんのご質問のことでございますけれども、我々としては、10年間の新市の財政計画というのは既に合併協の方へ出させてさせていただいておりますし、あとですね、この10年間のトータルベースでいえば、これはパブリックコメントの中のお問

い合わせもごさいますようですが、そのフローチャートに従って、堺市の10年間のトータル、美原町さんの10年間のトータル、それと合併効果の影響額、まちづくりによる影響額の内訳程度は今後数字を精査しまして、お出しをすることは十分可能であるというぐあいに考えております。以上です。

- 米谷委員 可能であるならば、なぜ、このことを今まで説明会の中で、美原町が26カ所の説明会するのに、町の職員も大変苦勞されてやってこられたんですね。そういう中で、美原町の職員の方が堺市に強く要望すると言っておったわけですね。そのことが堺市には全然伝わってなかったんですか。伝わってるならば、きょう、可能ならば出してもらう資料じゃないですか。そして一つはね、非常に親切心に欠けてるなというように思うんですね。事務方の考え方じゃないかなと思うんです。今、合併の問題で、きょうも傍聴の方、これだけ来られてるんですね。何を知りたいんかというのは、堺市と合併してどうなるんかということ、反対・賛成の話じゃないんですよ。どうなるんかということ、これを心配なために、その資料を見たいということ、皆さんもできるだけこの協議の話の中で納得したいということで来られてるんじゃないでしょうか。

そういう点から見ますと、住民に対しましては、どういう態度をとってるんか。みんな、堺市の職員に任せとけということじゃないですか、その態度では。資料を出して初めて合併の協議の、ここの協議の中で協議をするのがこの協議会じゃないんですか。そういう中で、初めて堺市との合併が本当にいいことなんか、そして住民の人にとってはどうなんかという、こういうことを協議する場じゃないんですか。その点では本当に今の回答見てまして、何を思っておられるんかということについて本当に心配になってくるんですね。そのことについては、本当にどう考えておられるんか、もう一度ご回答願いたいと思います。

- 木原副会長 済みません、いろいろご指摘いただいております、私の方から回答させていただきます。

財政計画については、私ども真剣に今、財政計画、3年間策定しております。ご案内のとおり、三位一体の改革含めて、本当に今の社会状況というのは、単にシミュレーションなら、僕は何回でも出せるということ、を言ってますので、シミュレーションをしたものを、今さっきも財務部長がお答えしましたように、シミュレーションとして10年間、できるだけ早く、来年の協議会には出させていただきます。3年間の財政計画、これは三位一体の改革計画がほぼ年末には明確になると思いますので、できる限り、それに沿って来年の1月の協議会に3カ年の計画を提出します。

そして、支所なり区役所の問題につきましては、今、美原町議会でもいろいろご意見をいただいております。中身について、今精査中のごさいますので、これも支所のあり方として今議論中のごさいますが、来年の1月に出せということになると、少し中身は難しいかと思いますが、基本理念として最大限支所を中心にした現地重視の支所体制、それから私もどう

なるかわかりませんが、責任持てるかどうかわかりませんが、少なくとも、私の今の気持ちとしては、新しい区は全国14区役所ございますが、その中で最も地方分権の進んだすばらしいモデルになるような、そういう区役所の設置、これをめざしたいというふうに思っておりますので、お答えとさせていただきます。

○米谷委員 市長、お言葉を返すわけではないんですけどね、単なるシミュレーションなら幾らでも出すと言われました。美原町は、合併説明会で26年までの、一応ことわりを入れて、条件を入れて財政の資料を出しているんですね。美原町が無責任な資料を出したということにとらえられるんですよ。だから、そうじゃないでしょうと、だから、シミュレーションについては、美原町は条件を断って出して、住民の人に、今の時点では考えられることはこうですよと、合併の話をそれで考えてほしいという資料を美原町は出してるんです。だから、堺市も同じ形式で美原町の人にも示していただくことが、先ほど申し上げたように、住民の人に対する親切になるんじゃないだろうかというように思いますので、ひとつお願いしたいと思うんです。

それと、これもきょうは言わないでおこうと思ったんですけども、政令都市に向かったの財政シミュレーションの問題なんですけどね。この間、11月26日に堺で合併のシンポジウムが行われました。ここでパネラーの人が、政令都市になったら財政見通しが厳しいというパネラーの方が発言されたんですね。そのときに私の後ろに座ってた方が、それは違うと言われた方が、後ろ見ましたら、堺市の市のバッチをつけておられる方が座っておられた。聞きますと、指定都市の係の方だそうなんですけども、その話を聞いてて、堺市は違うと言うんだから、職員の方がそれだけ言うんだから、政令指定都市のシミュレーションについては持つてるんじゃないかと思うんですね。でないと、違うということが言えないんじゃないだろうかというように思いますので、もしあれば、これも出していただきたいと思うんです。

何も揚げ足を取るとか、そういう話じゃなしに、住民の人は、このパブリックコメントの中にも出ておりますように、美原町の地区説明会の中でもいろんな意見が出ておる。その中で、美原町の職員の人もしろいろと頑張ってもろて、いろいろと回答もするけども、いろんな資料が、肝心の資料が堺市さんの方から出てないんですね。これはやっぱり出していただいて、一つの合併の判断ということを仰ぐというのが大事なことじゃないだろうかということで、美原町と同じ条件の中で資料を出していくということをしなければあかんのじゃないかと、その点の協議を美原町と堺市、もうちょっと打ち合わせてもらって、早急に、発表の資料について早急に出していただきたいというように思っております。

それから、政令市の問題については、区役所の問題というのは、モデル的なことでやるということで非常に夢のある話を市長さん、やっておられるんですけども、そうなれば期待もするわけでございますけども、具体的にどうなるんだろうかということは今、住民の皆さん

は知りたがってるんですね。そういう点を本当に早急にね、どういう権限をするのか、どういう財源の移転をするのか、そういうことについても早急に示していただきたいと思っています。それから、合併したときには区になりませんので、支所のあり方についても同様に出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○米原会長 それでは、米谷先生からいろいろご要望等が出ましたが、次回にまたいろいろ事務局の方もお考えいただいて、またご議論をしていただきたいと思います。

時間に制限がありまして、また、ここでとどまっておりますと、いろいろおしかりを受けますので、次に協議第16号の「各種協定項目の取扱い〔その2〕（案）」と協議第18号の「各種協定項目の取扱い〔その3〕（案）」を一括して議題とさせていただきます。

本件につきましては、前回までにご提案したものでございますので、今回、ご承認をいただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明いたします。

○吉田事務局長 それでは、協議第16号「各種協定項目の取扱い〔その2〕（案）」、それから協議第18号「各種協定項目の取扱い〔その3〕（案）」、それぞれにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、第7回堺市・美原町合併協議会関係資料というのがあろうかと思いますが、こちらの方を、資料3とインデックスを張っている資料でございます。右肩に四角囲みでタイトルが「各種協定項目の取扱いについての委員からの主な意見とそれに対する考え方」というものでございます。

これは前々回、前回に各種協定項目の取扱いにつきまして、委員の皆様方からいただきました意見の要旨を左側に、それにより対応いたします考え方を堺市及び美原町の意見を伺いまして、取りまとめ、整理したものでございます。

主な内容でございますが、まず、個別項目として税の関係でございます。例えば個人住民税等の額について、合併でどうなるかわかりにくいというような意見がございました。これにつきましては、基本的な考え方欄に記載のように、協議会だよりなどで表を作成いたしまして工夫していきたいと考えてございます。

それから、資料3、1ページの下段からは福祉の関係でございますが、生きがい事業、ボランティア事業につきましては、制度創設の趣旨を踏まえまして、新市で調整していくとしてございます。

それから、3-2ページでございますが、一番下の○の社会福祉協議会の支部制の関係、これもご質問ございました。これにつきましては、美原町の社会福祉協議会がこれまで地域に密着した活動を展開してきた実績等を踏まえ、合併後の社会福祉協議会の内部で一定独自の活動ができる形態とする方向で調整するというところでございます。また、その支部が指定都市移行時には、区社協に移行するものと考えているということでございます。

それから、次に3-3ページでございますが、これの一番下でございます。集団化された企業組合の窓口についてございました。新市の組織機構整備におきまして検討していくということでございます。

それから、3-4ページでございますが、二つ目の○のところ交通安全運動関係につきまして、様式2で提案してはというような意見がございました。これは後ほどご説明いたしますが、修正案をご用意してございます。

それから、続きまして資料3-5ページでございます。堺市行財政改革関係としておりますが、二つ目並びに三つ目の○印でございます。堺市の行財政改革計画で協定項目の内容が変わるかというような意見がございました。今後、行財政改革を進めていく中で、その内容についての合併協議との関連が生じた場合には、両市町で協議の上、協議会等で適切な対応をとりたいとしてございます。

それから少し飛びますが、資料3-7ページ、これ、全体に対するご意見でございますが、その3-8ページでございますが、これの一番下の○のところをごらんいただきたいと思っております。住民負担の関係ですが、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう調整を図るということにしております。

それから、続けて説明でございますが、同じ資料の次のページに資料4、これは右肩に四角囲みをしているものでございます。第5回の協議会でご提案いたしました協議第16号「各種協定項目の取扱い〔その2〕」に係る正誤表でございます。修正がございまして、正誤表を入れてございます。これにつきましては、字句の修正等をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上で資料の説明は終わらせていただきます。

続きまして先ほど、後ほどご説明ということで申し上げましたんですが、「各種協定項目の取扱い〔その2〕」の修正案、いろいろ資料がございまして、申しわけございませんが、「各種協定項目の取扱い〔その2〕」というものでございます。修正案でございますが、この件につきましてご説明申し上げます。議案書の方につきましては、赤のインデックスで3と示してございます。右肩に協議第16号修正案と記した資料でございます。

まず、1ページの交通安全運動関係から、違法駐車等防止、交通安全対策、交通事故をなくす運動推進事業、交通安全教育、これまでの5項目につきまして、先ほどご説明申し上げましたように、前回、様式1でご提案をいたしましたんですが、様式2に修正してございます。調整の内容といたしましては、2ページの違法駐車等防止事業を除きまして、両市町にある事業でございますので、いずれも堺市制度で実施し、堺市の事務内容に統一するとしているものでございます。違法駐車防止事業につきましては、堺市のみ存在する事業でございますので、そのまま堺市制度で実施するとしてございます。

それから、第5回で提案いたしました第16号「各種協定項目の取扱い〔その2〕」とい

う分につきましては、修正は以上でございます。

なお、第6回でご提案いたしました同じく協議第18号にあります「各種協定項目の取扱い〔その3〕」でございますが、こういう冊子を、〔その3〕というのをご提案いたしましたけども、これは当初提案どおり修正なしということでご提案をしたいということでございます。

以上、よろしくご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 何かご質問等ございますか。

○池田貢委員 美原町の池田貢です。交通安全運動関係及び違法駐車等防止、交通安全対策、交通事故をなくす運動推進事業、交通安全教育に対しまして、様式2において検討し、交通安全に対する、より実効性のある活動をしていくように要望を前回しましたことに対しまして、早速様式2において修正案を出されたことに対しまして、まず評価をしたいと思っております。ただし、前回も申しましたが、美原町は、大阪府44自治体の中で人口比におきます交通事故発生率が大阪府でワーストワンでございますので、住民の生命を守るというのは、国・自治体の第一義でありますから、今後も交通安全に対して、より実効性のあるように取り組んでいただくように強く、強く要望しておきたいと思っております。

なお、つけ加えるならば、大阪の交通白書におきましては、区ごとの交通事故発生件数が発表されますので、合併後におきまして、美原区が設置されました場合も、美原区の交通事故発生件数は公表されますから、合併後も交通事故数を全堺市の中に埋没させることなく、美原区としてワーストワンの交通事故発生比率の汚名返上に向けて精いっぱい努力していただくよう、これもまた強く、強く要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それとあわせて別途お聞きいたしたいと思っておりますが、協議第16号、18号にしましてなんですけれども、前回の第6回合併協議会で私は美原町の野田助役に、各種協定項目の取扱い事項を見た場合、総じて住民の負担は美原町に比べて堺市の方が大きいと、この理由は堺市が既に行財政改革に本格的に着手しているからであり、美原町がこれから財政上、やむを得ず、行財政改革に着手すれば、美原町の住民負担は今以上の高負担になるのかと確認いたしました。その折、助役は、現行の制度のまま存続できれば、それにこしたことはないけれども、単独町政となれば、かなりの部分の見直しは避けられないとおっしゃっております。会議録10ページのとおりであります。

また、美原町の理事者は11月から12月にかけて、美原町内26カ所で合併に関する地区説明会を行い、その資料の一部として、合併した場合、合併しない場合の行政制度の取扱いという冊子を作成しまして、説明会参加の住民に配布し、これをもとに、美原町の財政は美原単独町政では数年後にかなり危機的な状況を迎えると、堺市との合併によってスケールメリットを生かすこと等を初めとして、行財政改革に取り組み、健全財政をめざしていき

いと説明しています。美原町としましては、単独町政は今後かなり困難であり、また、堺市と合併した場合も財政状況は楽観を許さないと、これからも不断の行財政改革が必要であることを前提としまして意見を述べて質問をしたいと思います。

前回の協議会で私は乳幼児医療費助成は、美原町は就学前まで助成をしているが、堺市は4歳までであること。また、美原町の住民基本健康診査及び各種の検診は無料であるが、堺市の同種の検診は有料であること、及びごみの回収に関しても、美原町の方が堺市よりも先進的であること。保育所については、基本的に美原区域は公立での保育を望むということも挙げて、これから新市で調整するとき、これら直接住民の命や暮らしに直結するものについては、美原町の内容を十分に考慮してもらいたいという旨を述べました。これらはいずれも新市の財源の裏づけとも大きく関係するものでありますので、今、ここで美原町の現状に合わせるとは即答できない性質のものであることは重々承知しておりますけれども、5年後に財政的に無理だからという理由で、美原町の住民がそれまで享受してきたサービスが急激に低下したという場合には、財政的にはやむを得ないということを行ったとしても、住民側としましては、合併したから住民サービスが低下したのだと受け取るのは、これは自然の成り行きだと思います。

そこで、この問題に関する協議会での協議は、今回がほぼ最終になるかもしれないと思われるので、堺市の市長または助役にお聞きしたいと思いますが、住民に対する福祉・教育・環境問題について、堺市の合併後のこれからの基本姿勢をお示しいただきたいと思えます。住民に対する福祉・教育・環境問題は、できるだけ高い次元に合わせていくことが住民サービスの基本と思えますが、美原と堺市との差異のある部分についての合併後の調整の基本姿勢は、堺市としてはどのように考えておられるのかをお聞きしたい。

この協議会の各種協定項目の調整の基本方針は、1、一体性確保の原則。2、福祉向上の原則。3、負担公平の原則。4、健全な財政運営の原則。5、行財政改革推進の原則であります。2の福祉向上の原則と4及び5の健全な財政運営の原則、行財政改革推進の原則とをどのように折り合わせていくつもりでおられるのか、堺市の取り組み姿勢をお聞かせいただけたらと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○内原委員 内原でございます。今、委員さん、おっしゃられたことにつきましてお答えいたしますけれども、なるほど、合併するにしろ、しないにしろということは、いつもどういう状態でも同じでございますけれども、行政をあずかる者あるいは議会の先生方もそうでございますけれども、基本的には住民の福祉をめざして、その向上をめざしていくということは当然でございます。ただ、福祉というのが、いわゆる福祉事業という意味の福祉なのか、いわゆる道路でありますとか、いろんな住民に税をいただいて、それを還元する、すべてのことを言うのか、私は大きい方の福祉だと思っております。それで、それを一層の向上をめざすために、あるいは維持していくために努力していくのは当然でございます。えらい、く

どくて申しわけありませんが。

さて、福祉の、あるいは住民の方へ負担をいただいております料金でありますとか、いわば懐にはね返るものですね、簡単に言いましたら。それが今、池田先生おっしゃっておられる、美原町の方がやっぱり負担が少ないのに、5年間はいいとしても、5年したらどうするんだと、金なかったら仕方がないと言うてしまうのかということだと思っております。私考えますのは、確かに財政上、やむを得ずに住民の負担を、適正な負担をお願いするということはやむを得ない状態が出てくる場合は非常に多いと思います。

いずれにしても、合併をしたら、一つの自治体の住民になるわけでございますので、いわば個人的な感じからいいましたら、損得と申しますかね、手っ取り早く言うたら、損得、負担がふえるということもあり得ると思っております。申しわけないことだろうと思っておりますけれども、あり得ると思っております。ですから、今の美原町さんの町民の方々が享受されている条件を、合併しなかったら安く済んだのだと思うこともあるかと思っております。ただ、それをずっと、財政が持つから、持たないからというて、そのまま格差のあるまま続けていくということは、いわば合併したことにならないんじゃないかと、住民の負担の一体性といえますか、公平性が保たれないという理屈になると思っておりますので、これは、この合併協議の事務事業の取扱いのように、この期限が切れましたら、そのときの状況によりますよ。なるべく負担をふやすということは、先生おっしゃるように、住民の方が残念無念、それで済むかなということは十分心には響きますけれども、私は申しわけないですけど、そういうこともあり得ると。一つの自治体としてやっていく以上は、それはあり得るんじゃないかと、こう考えます。以上でございます。

○高島委員 その2、その3につきましては、細かく目を通してまいりました。大変細かいところまで行き届いた事業をされているということをもまず感心したのが一つと、また、古い事業も含め、新しい事業にも取り組んでおられると、いずれにしても、今、3,000幾つかの事案が提出されているわけでございますが、その年度ごとに修正、調整、見直しが含まれて、今回は合併を前提にしての調整案も含めてこうなったんだなと理解はいたしました。

ここで一つ皆さんとご一緒に、いま一度、初心に戻って考えていただきたいことがございます。と申し上げますのは、これら最終的には4,000になるのか、5,000になるのか、私わかりませんが、結論は、これらの一つ一つの事案につきましては、人が処理していかなければならないことであると、私はそのように考えております。それを一応頭に入れておいていただいて、直近の事案で一つお話しさせていただきますが、小泉首相になりまして、道路公団民営化の話が出ました。そこで、特殊委員会なるものが設置されて、いろいろ検討しているさなかに、幻の財務表というものが出て、藤井総裁、懲戒免職という経緯がありました。

藤井総裁の行状につきましては、マスコミがひも解き、なぞ解きをしておりますから、先

刻、皆さん方ご存じのとおりだと思いますが、本来、正しい道づくりをすべき職責にある者が、わき道、裏道、逃げ道と、結果は花道ならず泥道へ落ち込んでいったと。なぜ、こういう人が毎年どこかで出てくる。これが内部告発か、監査の結果は定かではありませんが、基本的に行政の組織と民間の組織の違いがあるのは私もよくわかっておるんですが、行政の組織は、やはり温床の場になっているのではないかなと実は、これは今回の合併に関係するかどうかわかりませんが、初歩的なこととして私も疑問点をいろいろ考えておりますので、申し上げてるわけでございますが、今回は、特殊法人で問題が発生したわけです。

全国には諸官庁を含め、地方行政も含め、また特殊法人も含め、たくさんあります。それぞれの環境とそれぞれの職責は違うと思いますが、私は基本的に機構組織としては一緒であると、こう理解しております。理由は、国民が必要としている、まず組織であるということ、国民の税金の上に成り立っているということ、これは厳然たる事実であろうかなと私は思っています。その国民の税金を使って立派な組織づくりがされ、立派な建物が建ち、立派な人材を擁しておるにもかかわらず、内部は薄暗い。不透明。風通しが悪い。それゆえに害虫ならぬコウモリみたいなものが巣くうような環境になっておるのではないかなと、私勝手にそのように解釈しておるんですが。森林資源を守ろうとしたら、間伐というのを行います。秋口になったら、一般のご家庭でも植栽の手入れをします。皆、これは風通しをよくして、害虫がすめないような環境づくりをするためにやるものだと私はそう思っております。

本日も両市町の幹部職員の方々多数ご出席されています。これら諸案件、3, 0 0 0 幾つものものを議会でそれぞれ検討してこられた議員先生方もたくさんご出席されております。そういう環境の中におりますと、当然のことながら、コウモリみたいなものが巣くうような形になります。ただのコウモリでさえ、税金のむだ遣い、これが表に出たときには、手おくれであり、吸血コウモリとなるのではないかなと。ひとつ胸に手を当てていただいて、うちの行政にはコウモリなど1匹もおらんよと思われるのか、うちの行政は風通しがいいよと思われるのか、皆さん方が考えていただいたらよくわかることかなと私は思います。

さて、私は何を言いたいのかと申し上げますと、理はもとにありと、これを申し上げたいんです。これは民間の組織であれ、行政の組織であれ、私は、行き着くところはそれが理念と思っております。今、まさに20メートルの川幅の堺川があって、その壁の横に1メートルの美原川が同じ方向に流れています。これが壁を取り外して21メートルの川にならんと欲してるわけです。もちろん合併しなくても壁が取り払われたら、そこにおる魚は、当然環境が広がりますから、いろいろなメリットは私はありますと思っております。ただ、その今、20メートルの川も1メートルの川も、鮮度がどうなのかなと、つまり透明度はどうやろかと、50センチの透明度とした場合に、もし合併しなかったら、数年後には透明度も落ちると違うかな、水量も落ちると違うかなと、こう思っています。

ただし、壁を取り除いたときに、両方の川にすんでる魚は確かに環境はいろいろ形は変わ

りますが、いい意味で、よかったなと思う面もあるかもしれませんが、どちらの川にも歴史と実績があるわけですね。そのかわりにしがらみもあると、そのしがらみは何やいうたら、ヘドロだと思うんです。だから、今回、20メートルの川と1メートルの川が21メートルになることを我々は目的にしてるんですが、古いままの21メートルの川になるのではなくて、今までの歴史と実績を实践、それは利用しながら、新しい21メートルの川にするために、私はここに委員の方々が集まっておられると、このように私は思っています。

きょうの新聞で大阪市の市長が退任のあいさつをしていました。ゼロから出発してほしいと職員の方々に言ってるようですが、私が2回目か3回目の協議会のときに申し上げたと思うんですが、関西地区、関西地盤の沈下、大変汚名を着せられている、ぜひ、これを取り除くための合併であってほしいと、こういうことを私申し上げたと思うんですが、つまり古い川同士でいっても、環境は、中におる魚はそれなりの私はメリットがあると思うんですが、やっぱりしゅんせつして新しい川の21メートルになることを私は望んでますし、恐らく皆さん、そう思って賛成、またチャンスと思っておるのではないかなと、まさに私は天から授けられた今回はチャンスだと思っています。

そういう意味で、先ほども行財政計画は来月ですか、一応10年計画のもとで出されるという話も聞いています。私、この関西地盤沈下の根本は大阪市だと思っています。さいたまができて13の政令都市が現在あるわけですが、一番最右翼で大阪市の状況が非常に悪い。これが足を引っ張って、大阪市におる企業主も皆東京へ転出したり、どんどん去っていくものですから、関西地盤が沈下している。今回、私、来月も、今、パブリックコメントもいろいろの中に、ちらっと私の思うようなことも言うてる人もおるなど、ありますが、要は、理はもとにあるということは、新しい都市づくり、大事です。でも、新しい行政づくり、私はこれをちょっと、もう一度初心に戻って、来月、いろんな行財政計画、つまり新市になったときのものを出されることを私は希望してやみません。

それが本来の、いわゆる後の何千という事案については、もちろん新しい議会で建設的に、市民のためにサービスするにはどうしたらいいんやということは、そこでとうとうと議論されて、市民サービスのための仕事をしていただけたら、私はいいのではないかなと。だから、古い川の中のヘドロを取らないということは、いずれは透明度は悪くなります。だから、できるだけしゅんせつをしていただく。しゅんせつするためにはどうするかということを、先ほど申し上げた例ではありませんが、今の幹部職員の方もおられます。議会の議員の方々もおられます。私らは、そこにはタッチできない問題なんですが、今回、委員として私ここにおる中で、常に私はそういう意見が通らない場におった関係もございまして、今、ちょっと申し上げておるわけですが、よくそこら辺を考えていただいて、来月のこの協議会の席には、10年計画の、いわゆるもとのしっかりした足固めをお見せいただけたら大変幸せだなと、やってよかったな。そうすれば、恐らく市民、新しい新市の市民の方々も協力

するでしょう。喜ぶでしょう。そういう合併を私は求めてやみませんので、そこら辺、事務局の方も、両市町の方々とよくご検討いただきまして、お願いしたいなど、これは私の意見として申し上げます。

○米原会長 非常に貴重な立派なご意見いただきまして、ありがとうございました。

○松岡委員 今、高島委員が言われたのも確かにいいことだと思うんですけど、私もそれにちょっと見倣いというか、そういうのもちょっと含まれてるんですけども、やはり新しいまちづくり、やはりこれからの合併についていい方向に、また、今言われた21メートルの川をきれいな、また、いい川にするために一つご提案しておきたいんですけども、きょうまで7回の会議を持たれました。全体的に見まして、大体96%ぐらいの協議が本日で終わって進んだというようなことです。

ただし、今言われたような新しいいい川にするための一つ提案なんですけども、まだ出てない、いろんな項目が重要な問題が残されていると思います。これはどうかといいますと、美原町で実施された地区説明会、この中で、美原町の議員の身分、どうなるか。合併で負担は上がっても議員の給料はふえるというようなことも言われています。といった批判的な意見もありました。ただし、町の理事者は、合併直後の非常に重要なまちづくり計画や美原区の設置を現在の18名の議員全員に、私としては残って見届けてもらいたいと、町の方もお答えをさせていただいておりました。私もそのとおり、全く同感でございます。新たに18名の委員がふえれば、経費は確かに高くつくと思います。それでも、そういう観点から、マスコミはおもしろ、おかしく取り上げ、一部住民もそれに追随して、はやし立てて言います。

議員の身分は特例法にきちんと定めてあることの協議ですし、ましてや、編入される側の美原としては、地域審議会も重要ですが、議決権を持つのは唯一議員であるわけです。合併の是非を決定した議員がまちづくりを見届けるのは当然だと私は考えております。まちづくりや協定項目の協議が大詰めを迎えており、合併後の市政運営に安心感をもたらしていけるよう、早く特例の扱いを決めて提案していただき、その際は、堂々と対等尊重で責任を全うする立場から、在任特例で協議されてるべきです。それと残りの項目についても次回に提案するよう、鋭意調整して行ってほしいというぐあいに私は考えております。

ですから、今の議員さん18名はやはり残ってもらって、そして堺の52名の議員と、これからの新しい市政をつくるために、21メートルの川をきれいに、また、いい川にしてもらうように、やはり、権利を持っているわけですから、我々は委員としていろんな論議はできますけども、決定権はないわけですから、議員さんが、やはり最後まで見届けて頑張してほしいというぐあいに私は考えております。

○池田範行委員 美原町の池田範行です。個人住民税の均等割について、若干確認、私の前回、5回の協議会で意見述べましたけれども、関連して若干確認をしておきたいということがご

ざいますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

この個人住民税の均等割額は、人口規模に応じて、美原町では5万人以下ですから、年間2,000円になっています。これが堺市と合併をすると、堺市は人口が50万人以上でありますから、3,000円になるのではないかと、こういうことになるわけですが、美原町と堺市が合併すると1,000円値上げされると、日額で2円73銭ですね、年間1,000円、ふえるということになります。美原町がどこの自治体とも合併をしないで単独行政を続けるならば、現行の2,000円のままであるということで、美原町の方で行われた住民説明会、11月12日から12月7日まで、26カ所で開催されましたその住民説明会の中でもそういうふうに説明がなされたわけであります。

また、この個人住民税の均等割につきましては、私自身も第5回の合併協議会において、こうした問題について、わかりやすい表みたいなものを提示していただく中で、住民の皆様方にわかりやすく月額、日額、1人どれくらいになるのかと、こうした考え方のもとで具体的に、だれもが理解していただけるように表示していく方がよいのではないかとというふうに私は申し上げてきたところでございます。そのことによって、合併協議会だより第5号で、堺市及び美原町における市町村民税について、具体的な計算例をもって説明を掲載していただきました。年間に1,000円だけ上がる。それも最長5年間は現在の2,000円のままということを掲示していただきました。

この件に関してであります、この12月15日に政府税制調査会により、平成16年度の税制改正に関する答申が提出され、12月17日には、私が所属しております自由民主党より、平成16年度税制改革大綱が示されています。それは、均等割は地方公共団体によるさまざまな行政サービスの対価として広く住民が地域社会の費用の一部を等しく負担するというものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な分であります。均等割の課税率は、これまでの国民の所得や地方歳出等の推移と比較すると、低い水準にとどまっております、その税率の引き上げを図る必要がある。また、市町村の行政サービスは、人口規模で見ても、その格差がなくなってきており、市町村民税の均等割における人口段階に応じた税率区分を廃止すべきであるというような議論が今なされているわけでありますが、具体的な課税額は3,000円に統一すると、統一されるということになっているようであります。

そこで、ちょっと確認したいということがあります。今、私が申し上げましたこういう問題につきまして、今後のスケジュールというんですか、スケジュールについて、どのように把握されているのか、少しお答えいただきたいと思います。

○森堺市財政局理事 堺市財政局理事の森でございます。ただいまの池田委員さんのお話の内容でございますが、仰せのとおり、個人市民税の市町村民税の均等割につきましては、現行では、人口段階によりまして、年額2,000円、2,500円、3,000円、3段階に分かれております。お話のように、一昨日、17日、与党の税制調査会から税制改革の大綱

が示されておりまして、これによりますと、人口段階を廃止する、区分を廃止する、こういうこととございます。廃止をいたしまして、委員お示しのとおり、年額3,000円に統一する、こういうこととございますので、全国市町村で均等割の市町村民税につきましても、その税率は一定になると、こういうこととございます。この大綱は示されておりますが、例年のスケジュールといいますか、申し上げますと、恐らく来年3月の国会で議決され、可決成立をする。こういう段取りになろうかと思えます。これはあくまでも予想でございますけれども、均等割の内容につきましても、池田委員さん、仰せのとおりでございます。以上でございます。

○池田範行委員 大変よくわかりました。そしたら、今、私が申し上げたそういうことが、そういう形に審議がなされているということとあります。そこで、私が確認しておきたいと申し上げましたのは、美原町が堺市を含めてどこの自治体とも合併しないで単独行政を進めていくという場合になったときも、3,000円になると、こういうことになるんですね。ですから、美原町が単独行政でいった場合、2,000円ではない。この税制改革によって3,000円になっていくと、こういうことになってよいかと思うんですが、つまり、今、合併議論の中で、堺と合併すると、年間1,000円だけ損するでとか、こういう議論がなくなっていくわけですね、この法律の改正によってね。そういうふうな解釈してよろしいんですか。

○西尾美原町税務課長 美原町の税務課長の西尾でございます。池田委員さん、ご指摘のとおり、来年の通常国会に提案され、可決されますと、まず、来年度の住民税につきましても、全国市町村個人住民税につきましても、均等割につきましてもは3,000円ということになりますので、美原町が単独行政を進めていくとしましても、3,000円という金額になりますので、池田委員さん、お見込みのとおりでございます。以上でございます。

○池田範行委員 わかりました。私、なぜこの問題を確認したかと申し上げますと、住民説明会でありますとか、我々が日常ふだん、いろんな活動を進めていく中で、やはり住民の皆さんとよく話をするんです。堺と合併したら税金高くなるんやないかとか、いろんな意見が出されます。水道の問題もありました。

そういうような中で、住民の皆さんが非常に、金額にすると、今申し上げましたように、1日2円73銭、1カ月で83円33銭です。年間で1,000円ですからね、金額的にはこういう金額です。しかし、気持ちの中で受ける負担感、これは負担がどれくらいことふえるとか、1.5倍になるとか、税金高くなるとか、そういう不安とか懸念を持たれている住民の方が大変多いわけです。金額云々よりも、こういう今まで以上にたくさんものを払わなくては行けないと、こういうふうな気持ちを持たれた方がたくさんおられるということで、この税金についても正しい判断のもとに、この堺市と美原町の合併協議について正しい情報、今、いろんな意見出ておりますけれども、正しい情報をたくさん流して、住民の皆さん方が正

しい判断がなされるように、そういう思いで私、第5回の協議会の中で質問させていただきました。今回も全く同じ気持ちであります。

この協議会だより、こうした広報を通じて、合併について住民の皆さん方が正しい判断ができるように、賛成とか反対とか、そんなんじゃないんです。正しい判断ができるように、正しい情報をいち早く発信をしていただくよう重ねてお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○米谷委員 先ほども申し上げました美原町の合併に関する地区説明会の中で意見が出ている問題がございます。それは堺市の行財政改革で影響が生じるものか、でないか、これは先ほど答えていただきましたけども、これらについては、来年度の資料提供を期待をしております。

それからもう1点は、最大5年間は美原町の制度を存続する具体的な内容を示していただきたい。こういう意見も出ております。また、パブリックコメントの新市計画以外のものの意見の中から出ているものでございますが、財政計画も協定項目の調整も行革をする、しないの前提条件を同一にして、住民に公正な資料を提示すべきである。それから、合併後の福祉の施策、使用料、手数料、補助金などの調整の方向を住民に明確にすべき。合併によって行政サービスの水準がどうなるか、現行水準の比較だけでなく、今後の行革計画を踏まえて両市町民に明らかにされたい。堺市の行財政計画によって現在の住民サービスがどうなるのか、きちんとした説明がされていない。合併によって住民サービスがどのようになるか、明らかにされたい。こうした意見が出ております。先ほど申し上げておりますように、来年度には堺市の行財政計画も発表するというところでございますが、これはぜひとも早急に出していただきたいと思っております。

それから、事務事業の調整につきまして、5年間は美原町制度を存続する。それ以降については新市において調整する。5年後をめどに堺市の例にあわせる。または新市で調整する。当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。美原町制度存続、新市において速やかに再編する。という、こういう調整内容になっております。この表現の内容について、なかなか住民の方には理解が十分いけないというように思いますので、これはぜひとも整理をもう一度していただきたいというふうに思っております。

それからもう1点は、先ほど池田貢委員が言っておられた問題とも共通する問題でございますが、新市において調整するという、また協議をするというのは、必ずしも堺市の例に合わすということではないか、そういうことに理解をしていいのか、この点についてお答え願いたいと思います。それから、当面という時期も、これも明確にしていきたいと思えます。以上です。

○吉田事務局長 表記の仕方につきましてご質問がございました。次回以降の協議会におきまして、今回までの提案済みのもの、これにつきましては、一定の考え方をお示しをしていき

たいなというふうに思います。ただ、調整内容、趣旨、意味等につきまして、変わらないものであれば、できるだけ統一をしていくという方向では調整をしていきたいという考えでございます。

○池田貢委員 池田貢です。先ほど、堺市の内原助役さんの方から、私の質問に対してご回答いただきまして、その中で、堺市と美原の一体性確保の原則によって、やはり合併後も美原の今のサービスを若干下げざるを得ないときもやっぱり出てくるかもしれないというお話だったんですが、それはもちろん私としましては、合併した後、美原の方だけが高福祉で、堺市がですね、堺の今の地域の方がそれよりも劣るということがずっと続くのであれば、これは堺市の住民の方から文句が出るのは当然でありまして、そういうふうなご回答になるということは、これは十分重々わかるわけなんですけど、政治とか行政というのは、やはり、けれども、いろんな問題の優先順位を決めていくというの、かなり重要な要素を占めますので、その中で、私としましては、やはり先ほど申しましたような住民の直接命とか暮らしとか、あるいはまた教育とか、そういう実際に生きていく上で非常に重要な側面をまずですね、第1順位にもっていくのが、行政あるいは政治の課題だと思っております。

ただ、僕自身が、あと2年間特例任期で議員がやれておりましたら、それを第1順位にしてほしいということで堺の方で議員として行っていきたくと思いますし、またその後の選挙で通りましたら、それを言っていきたくと思いますけれども、議員というのは選挙がございますので、その後、十分言っていけるかどうか、今のところはまだわかりませんが、ですから、僕としましては、その優先順位を、まず福祉・教育面について第1順位にしてもらえんかということ、僕としてはそういう気持ちでお聞きしておりますので、内原助役の方ですね、その順位を、自分の方としてはこういうふうと考えておるといふようなところを、もし気持ちの中に持っておられましたら、答えていただけたらと思います。

○内原委員 内原でございます。住民の福祉、特に子育てでありますとか、救急でありますとか、生命あるいは毎日の生活に直結するようなものを重視してということは、我が市議会でも常に要請が非常に強いものでございまして、市役所は何のためにあるんかといいますと、主には、その直面したところにあるんだらうと思います。それが一番大事なことで皆さん方が思われるのも、もっともだと思います。ですから、それは二の次だとかいう考えはもちろん持っていません。ただ、申し上げたかったのは、反論するとかいうことじゃありませんで、先生方はもう十分おわかりの上でおっしゃっておられるというのは私もわかりますけれども、いずれにしても、それを維持していく、堅持していこうとしましたら、全体の行政の枠組みを、何をして何をしないかという取捨選択は、その都度、首長さんと議会あるいは市民のニーズを受けながら、毎年予算編成し、執行していくべきものでありますので、お気持ちはそのとおりでありますし、私たちもそのつもりでございます。以上です。

○米谷委員 先ほど回答してもらえてない問題があります。新市において調整する、また協議

するという内容ですけども、これについては、堺市の例に必ず合わすということではないという理解をしていいのか。例えば、下水道の負担金、工事負担金など見ますと、堺市は、今、平米当たり100円から257円、美原町は604円から620円、これが堺市にすぐに合わせてもらったら、美原町の住民にとってはいいことなんですけども、いろいろと問題点もあるだろうと思いますけども。こういう点は大いに結構なんですけども、美原町で進んでいる行政等については、できるだけそれを取り上げていただきたい。堺市に必ずしも、そういう点では合わすことじゃないという理解をしていいのか、そういう点でお答え願いたいと思います。

○吉田事務局長 これは第2回の会議の席でご確認をさせていただいておる協定項目の調整の基本方針というのがございます。いわゆる編入合併を前提に今協議を進めてございますので、そこをちょっと読ませていただきますと、協定項目の調整に当たっては、堺市の制度を基本に、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重し、美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないように配慮しますということでございます。すべて堺の方へ合わすということではございませんので、ただ、方針としては、こういう大きな方針があるということだけは、ちょっと考えとしてお示しをさせていただくということによろしゅうございませうでしょうか。

○栗駒委員 一つだけ確認しておきたいんですけども、資料3-6、ちょっと見ていただきたいんですけども、前回及び前々回、いろいろご意見申し上げて、それに対する基本的な考え方、きょうお示しいただいたんですが、私、例えば放課後児童対策事業について、美原町の負担と堺市の負担、違うということについて、どういう方向になるかということについて聞いておりますけども、今後どうするかについては、今いろいろお話ございまして、書かれてございましたので、その点はもう聞きませんけども、ただ、その考え方がね、こうなっていますので、ちょっと見てほしいんです。

第2回協議会で承認いただいた協定項目の調整の基本方針に定める基本的な考え方と五つの原則に基づき調整を行っている。行財政改革計画の目的とするところは、あくまでも住民福祉の向上であり、行財政改革を進めていく中で、その内容について合併協議との関連が生じた場合には、そういった観点を踏まえ、両市町と協議の上、協議会等において適切な対応をとりたいという、こういう回答なんで、これは合併した後どうするかということで聞いておりますんですけども、この回答は、まだ協定案ですから、つくるまでに、この協議会において協議していくというふうになってるのかなと思いましたので、そうじゃないんだろうかと思うんです。そうじゃないかと思うんですが、その点だけちょっと確認をしておきたいと思います。今後の方向につきましては、先ほどお話ありましたので結構ですけども、その点、確認だけしておきます。

○吉田事務局長 おっしゃっていただいているとおりでございまして、合併協議会がいつまで

あるかということもございますので、当然、協議会後の話につきましては協議会の中ではできないというのは当然のことでございますが、ですから、一応中でというか、行革を進める中で、先ほどもありましたように、いろんな視点が出てまいりましたら、それは協議会の中でお示しできるものはお示ししていくということの表現だと、我々はそういうつもりで書いたということでございます。

○宮原委員 今回で第7回の協議会を持つことができまして、まことに私としては感謝いたしておるわけでございますが、その中でちょっとお願いごとといたしますか、ちょっと確認をさせていただきたいことがあるんですけれども、私、今手元に持っておりますこの新聞のコピーでございますけれども、15年12月7日に、読売新聞で出ておったのですが、エコ路面電車、堺に新線計画というのが出ております。これを見ますと、堺市駅からずっと行って、臨海、これに入るように、岡山と広島と熊本でございますか、これで一応今車両は全部走っているということで、スピードも大分速く走るような電車のように、経費も安くつくというようなことで、堺市さんの方が、この発表をされましたので、これに伴いまして、まだ合併にはなっておりませんが、合併になりました暁には、堺市の美原区というのになると思いますので、ひとつ延伸ですね、堺から美原町に延伸をしていただきますように、ひとつここで決心といたしますか、そのようにしてやるということをお願いをしていただきたい、かように思うわけでございます。大変、美原町といたしましても、鉄軌道の問題では種々いろいろと申しておりますもので、ひとつその点、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それと、今、いろいろとお話もございまして、私のこれからちょっとお願いすることは、若干今までのご発言、高島さん、それから松岡さんの意見と一緒になるようなことがあるかも知りませんので、何せ、これから合併ということになりますと、特例債で430億というようなお金が美原町におりてくるというようなことを聞いておりますので、これは大きなお金でございますので、これの使い道でございます。これにつきまして、正直いまして、ひとり歩きをしているようなこともいろいろと私の耳に入ってきておりますので、あくまでもこれは公正に住民のために、また美原町のために、新堺市さんのために、これはなるような事業をやらないかと、このように思っておりますので、ぜひとか、そういうことは一切これは省かんとはいけません。このためにも、きょう、これはわからんですけど、仮定ですけれども、仮に今まで合併協議会でお世話になっております委員さんの中から、堺市と美原町と選んでいただきまして、一つの通過点といたしますか、協議機関といたしますか、それはちょっと大きいではないですかとか、それはちょっとやめた方がいいんじゃないですかというようなチェック機関というようなものもひとつつくっていただくというようなわけにはいかんかどうかと、このように思いまして、ここで結論ではないんですけれども、市長さんと町長さんとで、ちょっとご決心といたしますか、あうんの呼吸で結構ですので、

何とかひとついただきたいと、うちの肥田議長さんもおられますし、助役さんもおられますのでございますので、その点ひとつ何とか、あうんの呼吸で結構でございますので、ひとつお願いしたいと思います。以上でございます。どうも失礼しました。

○米原会長 今のご発言で、こちらの方、ございませんか。一応お聞きしておくということですね。

○宮原委員 ここでぐあい悪いんでしたら、次の1月のときにでも。

○米原会長 それじゃ、次回ということにしておきますか。もし、次回何かお話があれば、また次回にさせていただくと。

○内原委員 内原でございます。今、委員さんおっしゃっていただいた中の一つの、堺市で今研究しています東西鉄軌道の延伸をということでございます。これは何回も話題に出てますので、繰り返しになって恐縮ですが、これは合併協議会の以前の任意協議会の中の美原町さんのご要請の中の11項目の中に入っております、それで、この法定合併協の中でも何度かご要請あるところは、もう皆さんご承知でございます。

それで、以前にも我が方の加藤委員からも、早々に勉強会とか研究会を早急に立ち上げよというお話が出ました。これにつきましては、第1回に、もう行政の職員同士でございますけれども、美原町さんと堺市の職員で、今、過去からいろいろありますもの、現状をお互いに、こういうふうは今考えているけどもというような、今後どうするとかいうことまで至っておりませんが、第1回の勉強会をしたところでございます。今後もやっつけようとしております。

ついでに堺市の東西鉄軌道につきましては、いろいろのコースでありますとか、学識経験者の懇話会も意見をいただこうとしておりまして、今進めております。ただ、これはまだ具体的に構想でありますとか、検討の段階でありますので、今、言いましたように、勉強会はもう既に第1回やらせていただきました。今後とも進めていくようにいたします。以上でございます。

○宮原委員 ありがとうございます。それは、よく心得ております。心得ておりますんですけども、こういう新聞にこのような電車の姿まで出まして、こういうふうということになりましたので、つい、美原町としましては、鉄軌道、鉄軌道ということで鉄軌道に飢えておりますもので、ちょっとうれしくなりました、そのことを申し上げただけのことでございます。以上でございます。

○米原会長 ありがとうございます。予定の時間を大分過ぎております。いろいろここでご議論していただいている内容が現在審議の対象になっております協議第16号の「各種協定項目の取扱い」と、協議第18号の「各種協定項目の取扱い」の範囲からちょっとオーバーしているような状態に今ご議論がなっております。それで、一応ここでちょっとしたけりをつけますために、本来、この時間は協議第16号の「各種協定項目の取扱い〔その2〕」と協

議第18号の「各種協定項目の取扱い〔その3〕」をご承認いただくというのが目的になっております。ですから、ちょっとその問題を離れてご議論が広がっているのは、この議案は大体承認していただけるというふうに私は解釈しておりますが、そのように取り扱ってもよろしゅうございましょうか。

○米谷委員 先ほどから質問しているように、美原町の説明会の中で、5年の経過期間の問題でいろいろと意見が出ておるわけですね。だから、この点について回答してもらわなければ、私たちが住民の人に聞かれても、どうするんだということも言えないと思いますので、この項目の採決は、私は今するのはおかしいんじゃないかと思うんですが。

○米原会長 お1人だけ、この議案の承認にご反対の方がいらっしゃいましたが、あとの委員さん方、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、異議なし多数と認めます。一応この協議の16号、18号は原案どおりご承認いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、協議第16号、18号につきまして、ご承認いただけるという方の挙手をお願い申し上げます。

（賛成者挙手）

賛成多数でございます。ご賛成の方が29名いらっしゃいます。24名以上であれば可決ということでございますので、この案をご承認いただいたということにさせていただきます。原案どおり可決でございます。どうもありがとうございました。

次に、協議第20号「各種協定項目の取扱い〔その4〕（案）」を議題とさせていただきます。

本件につきましては、本日ご説明を事務局の方からいたしまして、ご意見をいただき、次回にご承認をいただきたいと、そういう予定にしております。

それでは、内容について事務局からご説明お願い申し上げます。

○吉田事務局長 協議第20号「各種協定項目の取扱い〔その4〕（案）」につきましてご説明を申し上げます。議案書に赤のインデックスで4と付しております、右肩に協議第20号と記した資料があろうかと思えます。資料の表紙にございますように、各種協定項目につきましては、前回までと同様、専門部会ごとにまとめてご提案をさせていただいております。

それでは、初めに1-1ページから1-5ページまで、これが企画財務専門部会でございますが、まず1-1ページをごらんいただきたいと思えます。建設工事等指名競争入札業者選定事務でございますが、調整の内容といたしましては、堺市の例に合わせるが、一定の経過措置を設けることを検討するとしてございます。調整の具体的内容欄にございますように、美原町地域内の工事につきましては、5年を特例期間として美原町の現行の入札制度を維持するというものでございます。

以下、1-2から1-5ページに関しましては、契約関係の事務、手数料、関係団体等についてのご提案をさせていただいております。いずれも堺市制度で実施ということでございます。

続きまして2-1ページ及び2-2ページでございますが、総務・人事・防災専門部会におけるご提案でございます。すべて人事関係でございます。非常勤嘱託職員の任用を初めといたします職員の分限、懲戒等々についてのご提案を申し上げます。

次の2-2ページでございますが、これは人事関係の補助金等、それから関係団体等についての調整でございます。

進ませさせていただきます。続きまして3-1ページから3-19ページまで、これが生活・人権専門部会におけるご提案でございます。主な内容でございますが、地域活動並びに自治会、区会等にかかわるものでございます。自治会、区会等の関係につきましましては、両市町の歴史、経過に差異がございます。今に至るまで、そういう歴史を踏まえての築いてこられたものでございます。したがいまして、両市町で制度の異なっているものにつきましましては、調整方針として、当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整するとさせていただきます。

以下3-1ページから順にごらんいただきますと、掲示板設置等の事務、それからずっと字界防犯灯事務でありますとか、青少年指導員、活動支援事業等々がございます。3-7ページがコミュニティセンターの運営事務でございます。

それから3-9ページでございますが、自治会活動助成というところでございます。堺市におきましましては、校区自治連合会が組織されて、補助につきましても、その組織ごとに交付をさせていただきますが、美原町におかれましては、各地区を単位にいたします区会が組織されておられます。地区選出の区長さんに対しましての町長さんが委嘱を行い、補助金についても区長会に対して交付しておるといふふうにお伺いしてございます。

以下ずっと進みまして、3-10ページ、地域会館建設等助成のほか、防犯灯維持管理助成、献血推進事業、日赤関係等がございます。

ちょっと進みますが、3-15ページでは、青少年指導員連絡協議会、この関係でございます。調整内容といたしましては、合併と同時に同じ協議会を組織し、5年を目途とした経過措置を設け、新市において制度の一本化を図るといふような調整内容にはなっております。それから、17、19につきましましては、様式1でのご提案になってございます。

続きまして5-1ページから5-3ページまでは環境専門部会でございます。5-1ページが南河内清掃施設組合、いわゆるごみの関係でございます。それから5-2ページが富美山環境事業組合、これはし尿の関係でございますが、南河内地域の関係市町村と一部事務組合を構成されておられますので、その関係の調整でございますが、当面は継続して加入し、新市において調整するという内容でございます。

それから、8-1ページから8-4ページまで、これは上下水道専門部会でございます。下水道関係では、一部事務組合の取扱いといたしまして、堺市のみ関係しております南大阪湾岸北部流域下水道組合、それから8-2ページでございますが、上下水道の工事契約につきましても、美原町地域内の工事については、5年を特例期間として、おおむね美原町水道事業所の現行の入札制度を維持するということにさせていただいております。

以下8-3ページで収納金融機関、それから8-4ページ、大阪狭山市、美原町共同水質検査センター、8-5ページにつきましては上水道関係の事務事業、これを様式1でご提案をさせていただいております。

最後でございますが、10-1でございます。議会・行政委員会専門部会におけるご提案でございますが、内容といたしましては、選挙管理委員会関係が2件、公平委員会関係が1件、固定資産評価審査委員会関係が1件、以上でご説明の方は、ちょっとはしりましたんですが、よろしく願いいたします。

今回、ご提案申し上げます案件が、様式1で84件、様式2で24件でございますが、前回までにご提案しております件数と合わせますと、合計で3,874件が提案済みとなります。これは全体の約96%、今、トータル的には四千四、五十件の件数になろうかと思っておりますが、全体の96%をご提案させていただいたということでございます。ちょっと大分中身を割愛した部分でございますが、よろしく願い申し上げます。

○米原会長 事務局の説明は終わりましたが、最初申しましたように、この案件は、本日、またいろいろご審議していただきました上で、次回またご審議いただいて、次回に最終的な、ここは認める、ここは認めないとかいうようなご判断をいただくことになるわけでございます。本日、お気づきの点は、ご質問していただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

（「なし」という声あり）

本日は特にご質問、ご意見はないということで、今は終わらせていただいてよろしゅうございましょうか。

（「はい」という声あり）

ありがとうございました。

それでは、次に、その他といたしまして、今後の合併協議会の日程について事務局からご説明していただきますので、事務局の方、よろしく願いします。

○吉田事務局長 恐れ入ります。最後でございますが、議案書の一番最後にその他の協議事項、今後の協議会日程という案をお示しをさせていただいております。一番最後にNo.5でインデックスをうってる分でございます。今後の協議会の日程でございますが、第8回、これは1月28日、堺市商工会議所の方で開催したいという予定でございます。それから第9回、2月18日水曜日でございます。これは美原町。第10回、3月17日水曜日、堺市という

ことで、第10回までの開催の予定をお示しさせていただいておりますので、各回とも13時ごろから2時間程度ということでございます。若干、議会日程と重なる、いろんな場合には別途調整する場合もございますが、本日は予定といたしまして、以上でご提案をしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○米原会長　それでは、次回につきましては、もう一度繰り返しますが、1月28日水曜日午後1時から堺商工会議所会館で第8回目の協議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、いろいろご多忙と思いますが、何とぞ、万障繰り合わせてご出席いただくようお願い申し上げます。

以上で予定しておりました案件につきましては、すべて終了いたしました。

本日はいろいろ、私の勝手申しまして、いろいろご不満の点もあったかと思いますが、きょうはおかげさまで3時半で終わらせていただくことができました。ご協力、本当にありがとうございました。

○午後3時28分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成　年　月　日

会　長　米　原　淳七郎

署名委員　菅　原　隆　昌

署名委員　田　中　昭　二